

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年3月10日

契約担当者 秋田県総合教育センター所長 伊藤 哲

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 総合教育センターインターネット接続システム業務委託
- (2) 委託場所 秋田県総合教育センター
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 委託概要 当センター内の各端末PCからインターネットへ接続するためのサーバ及び通信機器運用保守
- (5) 長期継続契約 この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県に対し請求することができない。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 秋田県内に本社、本店、支店等を有していること。
- (6) プライバシーマークまたはISMS（ISO/IEC 27001）認証のいずれかを取得していること。

3 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する競争入札参加資格確認申請書（任意の様式で可）及び参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 登記事項証明書（登記簿謄抄本）の写し又は秋田県内に本社、本店、支店等があることを証明する書類の写し
- エ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）を証明する書類
- オ プライバシーマークまたはISMS（ISO/IEC 27001）認証を取得していることを証明する書類

② 提出期間

公告の日から令和8年3月23日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年

秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県総合教育センター総務チーム

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書等の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

(2) 期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者はこの入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届(様式第3号)を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条の規定により納付を要する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の免除

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を令和8年3月23日(月)までに提出し、審査の結果、免除と認められた者とする。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の業務委託契約書の写し及び履行を確認できる書類の写し(支払通知書の写し等)

② 契約保証金については、総合教育センター所長を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記①の書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者

③ 審査資料等提出場所

秋田県総合教育センター 総務チーム

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書等を提出した者は、開札予定日時に秋田県総合教育センター1階小研修室に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和8年3月26日(木)午前10時

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、3回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもを行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は原則3回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ・再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）
 - ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 当該調達の様式について疑義がある場合は、令和8年3月17日（火）正午までに秋田県総合教育センター総務チームまで文書で提出すること。疑義に対する回答は、令和8年3月19日（木）までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則

の定めるところによる。

9 問い合わせ先

課 所 名 秋田県総合教育センター 総務チーム
住 所 秋田県潟上市天王字追分西29番地の76
電話番号 018-873-7200